



始



流行性感冒治療法

帝國醫科大學
醫學士杉本吉吉著
別課醫學卒業

53-175



緒言

今年も漸く寒冷期に入り、又々流行性感冒の蔓延
 猖獗を來たしはせぬかと、人々漸く危懼の念を懐く
 時期と成りました。其れで、私の友人知己の人々
 ら、此治療法を刊行しては如何かと勧められ、つ
 此小冊子を發行することに致しました。實は先月初
 旬内務省衛生局長に宛て、此の治療法及び豫防法を
 差出して置きましたから、衛生局に於て私の意見を

緒言

大正
 9. 12 8
 内交

採用して、呉れらるれば、此上なき仕合せであります、衛生局では、目下調査中であつて、何れ發布には成るでありません。市中には早やぼつ／＼流行性感胃が発生して居ります。この十一月八日の國民新聞の記事を見るに、警視廳福永衛生部長の談に「一昨年流行の始めは十月初旬で、昨年は十二月三十日であつたが、今年の中を取つて昨今到る處に見うけられて、この數日の間に十一人の同病に依る死亡者を出して居るが、この分では、來月頃から可なり流行を見るだらうと思ふので、目下その警戒豫防に苦心中である」といふことである、其上へ來る十二月は新兵諸士の入營期も近づいて居ること故に、遽に筆を執て拙速主義に書き列ねました。それ故に不備の點は多きことながら、私の主張する豫防法治療法を世間に傳ふるには充分と思ひます、則ち此の記述の通りに豫防すれば、充分確實に豫防することが出來ます。此の通りに治療を施せば、大抵三日で高き熱は降下し、病氣の苦痛は無くなります。何

とか此の小冊子が世間に行き渡りて、流行性感冒の
慘毒から、同胞兄弟の厄難を救済したい心願で書き
著したる次第であります。

左の一篇は曩に衛生局長に提出したる一文なり今
其要を録して以て緒言に添ふ

衛生局長閣下、近年猖獗を極めたる流行性感冒の
豫防方法に就て頗る焦心苦慮せられ、屢大日本醫師
會及衛生會に其豫防法を諮問せられたり。屬者貴局
防疫課に新たに博士學士を聘し専ら流感に關する調

査を囑託し今又全國七百有餘の醫師に親書を發し、
流感に關する意見を徵せらるゝと聞く、閣下の豫防
施設に銳意盡瘁せらるゝは國民の齊しく感歎して措
く能はざるところなり。諮問に應ずる七百餘名の醫
師は皆是れ國家の名醫碩學たり。必ずや高慮に愜ふ
の答案あるべしと信ず。予は多年の經驗と多數の實
験とに基き、流感の治療に就て、一の確信を有する
を以て、國家生民の爲めに黙して止む能はず、自ら
淺學菲才を省みず、敢て進んで卑見を具申し、聊か

参考に資せんと欲す。茲に本年二月発行の醫海時報千三百四十號所載の實驗説と、別に草するところの治療及豫防法の一篇を呈上し、謹んで高覽に供す

抑も流行性感冒の豫防には。豫防薬として鹽酸規エンサンキニニ涅チを用ふることは古人已に之を唱道し、書籍明かに之を記載せり。然るに今人多く之を忘れたるに似たり惟ふに之を忘れたるにあらず。實は之を信せざるなり。信せざるが故に用ひず。用ひざるが故に其藥効を知ること慥なし。偶々之を用ひて罹病を免か

るゝものありと雖も、果して鹽規服用の爲めなる乎、將た偶然の結果なる乎、能く之を識別すること能はず。故を以て之を高閣に束ねて顧みず。惜むべきの至りなり。予は明治二十三年の流行に際し、已に鹽規の流感に對する特效あること知得し、之を近年の流行に用ひ其確實にして誤謬なきことを認知せり。今鹽規を以て流感に處するとき、悪性忽ち變じて良性となり。太抵三日にして全治す。日常之を鹽規特效療法と名づけ、他を治療的豫防法と稱し、本年一

月より四月の候に至るまで、親ら百數十人を治療し、一名の死亡者を出さず。人に傳へて數百人を救治し、一つも過失あることなし、閣下幸に予の所説を採用し、是を醫政の上に施こさば、流感の發生を防遏すること易々たるのみ。省令一片以て鹽規の特効を明らかにし、其用法を示さば、防疫上何等設備を施すの煩はしき無く、經費の上に於て一金の支出を要せず、一舉手一投足の勞なく、坐ながらにして將來の流感を完全に豫防し、其流行を確實に滅絶すること

を得べし。斯の如くして天下また一人の流感を患ふるもの無くまた一人の流感に死するもの無からん。二篇詳かに之を述ぶ。覽觀を願ふことを得ば則ち幸ひ甚し

大正九年十月十日

杉本宇吉

頓首再拜

衛生局長潮惠之輔殿

侍史

流行性感胃治療法

附 豫防法

目次

流行性感胃の概説	一
原因	五
症候	一〇
續發症	一六
豫後	一六
治療法前篇	一八
目次	一

目次

二

治療法本論……………二五

 塩規特效療法……………二五

 實驗例……………三一

 小兒流行性感胃治療法……………五七

 治療法後篇……………六八

 塩規の副作用及特異性……………六八

 流感治療に氷嚢を用ひす……………七〇

 流行時に於ける有熱患者の處置……………七九

豫防論……………八二

治療的豫防法……………八四

 小兒の豫防法……………九三

結論……………九七

目次

三

流行性感胃治療法

附 豫防法

帝國醫科大學 別課醫學卒業 醫士 杉本 宇吉 著

流行性感胃の概説

流行性感胃は一種の急性傳染病にして往々數十年を隔て、再發するものなり。其發するや殆んど全國民を侵襲して慘狀を呈するを常とす。歴史に據れば其最古の流行は十二世紀の頃にありしが、十六世紀

流行性感胃の概説

に至て確然之を知ることを得たるもの、如し。降て千八百三十年乃至三十三年の頃全亞細亞及歐羅巴に行はれ、千八百八十九年の冬より千八百九十年(明治三十二年—二十三年)の春に跨りたる流行は其勢ひ猖獗にして、初め東洋より起りて歐州に瀰蔓し、次で爾餘の地方に傳播せり。今回の流行は一昨年に始まりたるものなるが、初め西班牙風と稱せられ、歐州に起りて東洋に波及し、全世界を通じて一大流行を來たし、病勢は一層險惡のものとなり、死亡者頗る

多し。我國に於ては大正七年九月以降本年七月迄の患者数は二千三百五十八萬〇四百九十五人にして死亡者三十八萬五千〇二十九人を出したり。其内大正八年九月より本年七月迄の患者は二百四十一萬二千九十七名にして死亡者十二萬七千六百六十六人なり。此の内東京に於ては患者四十三萬二千百四十七人にして死亡者一萬二千五百六十六人、次は大阪の患者四十萬八千四十九人死亡一萬七百二十五人、次は大分縣患者十七萬七千百三十七人死亡者千四百四十四

人あり。此一人の死亡者の周圍には必ず二三人の重病者あり。是等が九死の中に一生を得て健康を恢復するに至るまでは數週乃至數月を要し、其間の精神上、身體に受けたる苦痛、經濟上の損害、實に多大なるものあり。或は夫に死別して狂疾を發せる婦人あり、兩親の急死を悲んで自殺せし青年あり、或は防疫に従事せる官吏にして流感に罹り忽ち全家五人に傳染し二週間にして全家皆な死滅せるあり。其慘狀實に言ふに忍びざるなり。特に本年一月中旬以後

は最も猖獗にして死者續出し、流感と云へば直に死亡を連想し、人心戰々恟々として恐怖に襲はれ何人も其堵に安んぜざる狀況なりき。

流行性感冒の原因

本病の原因は千八百九十二年バイフェル氏に由て發見せられたる『インフルエンザ菌』に起因し、寒冷胃觸に依りて誘發せらるゝものなり。其病勢の悪性となるものは必竟炎症合併症あるが爲にして太抵は

連鎖状球菌及フレンケル氏肺炎菌の爲めに生起するものなり。然れども加答兒性若しくは纖維性肺炎の病竈及び諸臓器の膿瘍中にストレプトコクセン及フレンケル氏の『ブノイモニーコクセン』、『スタフキロコクセン』を發見したるに徴すれば悪性流行性感胃は是等微菌の混合傳染ならんと推測せらるも未だ一定の確説なきなり。

本病の流行が驟然として一時に多數民衆を犯かすものは、其傳染力の強烈なると潜伏期の短かきと及

び老少男女貴賤を通じて一般に感受性の廣汎なるに因る。而して本病は觸接傳染病にして患者より直接に感染し、媒介物及患者の使用せし物品に由りて蔓延す。殊に『インフルエンザ菌』は鼻咽喉に寄生し、又氣管枝分泌物即ち患者の喀痰中に多數に存在するが故に直接患者の噴嚏、咳嗽に面向するときは甚だ感染し易し。

流行性感胃菌はエル・バイフェル氏が患者の喀痰及小氣管枝内に於て發見せるものにして、諸家の實

驗に由り病原菌なることを確定せり。形態は兩端鈍圓なる極めて細小の桿狀菌にして、病原菌中の最小菌と唱ふる鼠敗血症菌に比するも尙短小なり。多くは孤立し或は二箇連接す。攝氏二十八度以上四十度以内に於て發育し、動物に對し醸膿性を有す。此菌は乾燥に對する抵抗力甚だ微弱にして已に二十四時間を経れば殆んど全滅し、又水中に於ても迅速に死滅す。之に反して濕潤状態例之は痰液中に在りては一週間、又肉汁中にありては二週

間生活を保續す。微菌の性質已に此の如くなるが故に之を豫防するに於て總て日光に照らし乾燥すること、衣類の類は充分に洗濯し之を乾燥せしむること必要件たり。

此『バチル、ス』は鼻粘膜に寄着すれば噴嚏頻りに發し、鼻汁増加す。即ち鼻加答兒の症狀を發し、咽喉氣管枝の粘膜に寄着せば咳嗽喀痰聲音嘶嘎し、氣管枝加答兒の症狀を發す。而して其全身症狀は此微菌の毒素の中毒に由て起因するものなり。此

微菌は血液中に混入すること稀にして疾病の初期には鼻液及び喀痰の中に含有饒多にして殆んど純粹培養の状態を成して存在す。但し近年流行するものには比較的少數なるが爲めに學者をして疑團を懐かしむるに至れり。

流行性感胃の症候

1. 潜伏期は極めて短かくして、感染するや否や直ちに發病する者あれども、太抵は平均一日乃至

三日間の潜伏期を有す。

2. 前驅症は軽度の惡寒、微熱、頭痛、疲倦等の身體違和を感じ、一二日間に亘ることあり。又は暫時にして直ちに著明の固有症候を發す。

3. 固有症候は反復の惡寒戰慄を以て起り、三十九度乃至四十度(稀には尙ほ四十度以上の)高熱を發し、劇甚の頭痛、腰痛、食思欠乏及全身の大疲倦、四肢の倦怠痛等の全身症候を發現す。

(イ) 神経性「インフルエンザ」とは上記の全身症

候の外に耳鳴眩暈を發し神經痛を伴ひ更に精神朦朧として膽語を發するものを云ふ

(ロ) 氣管枝性「インフルエンザ」とは上記全身症候の外に噴嚏を發し、鼻汁分泌増加し、聲音嘎嘶し、咳嗽喀痰の多くして氣管枝炎を兼ねるものを云ふ。

(ハ) 僂麻質斯性「インフルエンザ」は上記全身症候の他に背痛、薦骨痛及四肢の痛みありて筋痛の殊に劇しきものを云ふ。

(ニ) 胃腸性「インフルエンザ」は右全身症の外に嘔吐、下痢及胃痛、疝痛を伴ふものを云ふ。

右の如く四種に區分すれども此區分は唯其の發現する症状の殊に一方に偏勝したる場合に名けしものに過ぎざれば太抵は全身症候と共に幾分かは何れも發現するものなり。但し實驗上胃腸症の著しきものには氣管枝の發現少なきが如し。神經性「インフルエンザ」の劇しきものは躁狂に移行し、胃腸症の重きものは窒扶斯に近似し、氣管枝「インフルエンザ」

は屢加答兒性肺炎を發し、又特徴的の喀痰を呈する格魯布性肺炎を發す。

本病の經過中に發現するものは衄血、子宮出血、腸出血、中耳炎、耳下腺炎、咽頭炎、肋膜炎、心臟内膜炎、角膜炎、急性腎臟炎、黄疸、皮膚疹等なり。

特徴と見做すべきものは初めに記載せる全身症候の高き熱と劇しき頭痛と腰の痛みと手足の倦怠全身の大疲倦等なるが、其他には眼目を壓するが如き痛みありて、殊に眼球を動かす時に之を覺ゆる

ものなり。

熱の持續するは太抵數日にして殆んど分利狀に下降す。屢肺に蔓延せる加答兒症狀を存するものは熱度散換狀に降るを見る。又本病の熱は初め第二日第三日にして高熱下降し、次て一二日の無熱時を來たし温度更に昇騰するを見ることあり。又恢復期著しく緩徐にして、數週間本病の痕跡(疲倦、筋痛等)を遺すことあり。又全く再發を來し本病の治癒せる後直ちに、或は暫時を経て、更に發病するあり。此際は

先きのものと別種の症に變ずることあり。例之は初めは専ら全身症状を呈せる患者は此再發時には氣管枝性「インフルエンザ」となるが如し。即ち同一の流行時に當り時を隔て、互に異なる別種の流行感冒を二回患ふるが如きもの少なからず。

流行性感冒の續發症及豫後

續發症としては肺結核、神經衰弱症、神經痛（三叉神經及坐骨神經）を遺後繼發す。

豫後は從來健全強壯なる人に發するものは決して危険なる病にあらず。其重症に於けるも亦然り。然れども病弱の人にありては危虞すべき疾患たり。特に心臟病、肺病、慢性神經病を患ふるものに發すれば、時として之が犠牲となることあり。愛氏内科書には「流行は毎回其性質を異にす。蓋し從來唱へし所に據れば、本病は重症の疾患にあらずして只頗る不快なる病症たるに過ぎず。其斃るゝものは甚だ稀有に屬す」と記載せり。然るに近年流行の「インフルエン

ザ」は以上先賢の記載と異なり。病狀頗る險惡に傾き、死亡者甚だ多數なり。即ち本病の流行は毎回其性質を異にすと記されたるは是等を言ふなるべし。

治療法前篇

流行感冒の特効薬としては唯一の鹽酸「キニーネ」あるのみ。是れ予が新たに唱道するところにして、今此書を著はすもの實に此の鹽規特効療法を天下に告げんと欲するに在るなり。成書を閱するに流行感

冒に特効薬なしと記せり。近時の流行に際し特殊療法として流感回復期患者の血清液注射及「コロイド」銀注射の法を賞用すと雖も、内服薬に至ては一つも卓絶せるものあるを聞かず。鹽酸規尼涅は古くより流行性感冒の治療薬として用られアイヒフォルスト氏其著書に於て之を稱用し、我國に於ても老練の醫士は皆な鹽規を用ひつゝあることは予の夙とに知るところなり。然れども之を用ふるは多く解熱の目的に出るものゝ如くして、未だ特効薬としての報告あ

るを聞かず。成書には「本病に對する特效劑は未だ明らかならず、概して單に對症療法を行ふべきのみ。時として規尼涅「フエナチエチン」及安知歌布林も亦効あることありと記せられ、又近時流行性感胃療法の記事を見るに曰く「キニーネ」及び「レミヂン」は双珠菌肺炎に對しては特效的効果あれども「インフルエンザ」肺炎に對しては奏効せずと云ふものなきにあらず、フレイ教授の如きは此說に左袒せりと記載せり。或は曰く鹽酸「キニーネ」は内服には多少の効

ありと。或は曰く予は本症に對するヒニンの一定の有効を認むる者なりと雖も、這舊き療法を今更に新發明らしく吹聴するは笑ふべしと。是等の諸說を見れば鹽酸「キニーネ」が一部分の人には重用視せられざるを窺ひ知るに足る。何れにもせよ鹽酸規尼涅は流行性感胃の治療薬として舊より用ひられたるものにして、之を用ふるは固より予の創意に非ず。唯予の鹽規を流感に用ふるは單に解熱の目的にあらず。直ちに病原其のものに感應して絶對的効力を得るに

あり。而して予は鹽酸規尼涅にこの特效性あることを發見したる者なり。所謂故を温ねて新しきを知りたるのみ。

予は明治二十三年の流行時に於て、實に鹽酸「キニ」は尋常の治療薬にあらず、卓絶せる特效薬なることを知得し、爾來三十餘年深く胸裡に懷抱し之を近年の流行に試みて其謬見ならざることを確認せるなり。この故に本年一月病勢熾烈にして蔓延猖獗を極め、全國の罹病者八十萬死亡二萬を算し（當時

の新聞記事に據る）此の東京市に於て一日に三百人の死亡者を出すに當り、憐愍の情に堪へず、慨然として時難を救はんと欲し遂に一書を草し一月三十日大日本醫師會々長北里博士に送呈して鹽規特效療法を論述し、終りに「世上一般に此鹽規特效療法を施用するに至らば眼前の大流行は旬日を出でずして熄滅せんこと斷じて疑を容れざるなり」と結論し、以て斯法の速かに滿天下に普及せんことを希望せり。本年一月初め、國際生命保險會社に勤務中、偶々

流感の發生に遇ひたるの時、予は保險會社の重役に告げて曰く「流行性感胃、市中に流行せば、必ずや被保險者中に多數の罹病者を生じ從てまた死亡者を出すべし。然るに流感に就ては予に確實なる治療法あり。其初期に於て一診せば如何なる重症と雖も必ず全治せしむべし、一名の死亡者を出さざるべし。是に由て會社は死亡の支拂損失を免かるべきなり。此際被保險者にして流行性感胃に罹るものは直ちに本社に通告せしむるを可とす」と。重役も予の獻策を

容れ、市内住居の被保險人に此の由を通知せり。其後ち日を経て本社に通知せるもの十數名あり。予は皆一々往診し、主治醫と會見して、危篤重症のもの數名を救治し他は皆な速かに全治せり。依之國際生命保險會社は市内に於て一名の死亡者を出さずして了ぬ。

治療法本論

鹽規特效療法

此法は極めて簡易に行はるゝもの

にして左の二項に過ぎず。

第一 初期の軽度の頭痛些少の悪寒、微熱、嘔吐、咳嗽、腰痛、倦怠等、身體違和を感じる時は、即時若しくは寢に就くときに鹽規〇五を頓服すべし。然るときは翌朝起床の際は前記の症状跡を留めず心身爽快にして病感宛ら拭ふが如し。

斯の如く前驅期の輕症の時に鹽規を服用して翌日平癒を得る狀況は其病機は截然として斷絶せられ、心身爽快となりて昨日の病感は一切離したる如く

感ず。予は之を假りに截斷的治癒と名づく。

第二 固有症候を發現し、悪寒戰慄して熱三十九度以上四十度に達し、頭痛劇甚、腰痛倦怠甚だしく神経痛を伴ひ、咳嗽劇發し、血痰を吐出するものには、鹽規〇五を朝夕二回（午前九時午後五時）服用し三日に亘り連用するときは、高熱は下降して平温に歸し、患者佳適を覺え後ち三四日の靜養に由て全治す。

此の鹽規〇五（半ガラム）を朝夕二回、即一日量一

「ガラム」を三日間連用することは、最も重要な件
たり。即ち發病の第一日の頭痛、高熱、腰痛四肢、
倦怠等ありて、全身の疲倦苦悶甚だしく、熱度四
十度に達するとき朝夕二回服用するときは、翌朝
(第二日の朝)は太抵三十七度五六分に下降し午後
三十八度五六分に上る。此日又二回服用するとき
は、第三日は體温三十七度に下降し午後の上昇を
見ず。此の三日にも尙二回服用し置くべし。若し
第三日に熱度下降し病感輕快するの故を以て服藥

を怠り外氣に觸るゝことあらば、第四日には熱度
再び昇騰し、病氣は又初に復し、再發の狀となる。
故に第三日の服藥は必ず怠るべからず。如此三日
を連ねて服用し、後ち三四日冷水を扱はず、外氣
に觸れず、可及丈身體を温包し、室内に起臥し、安
靜に保養するときは眞の全治を得るなり。

夫の咳嗽、嘔吐、子宮出血、神經痛及他の腦症に對
し、適應の對症療法を要すること固より論なし。然
れども鹽酸規尼涅は缺くべからざるの主藥たり是を

缺くときは症状險惡に陥るべし。唯一の鹽酸規尼涅を始めに投ずれば險惡を未然に防ぐべく、後れて之を用ふるも尙危命を窮地に救ふを得べし。以是予は之を特效藥として推奨するのみならず、流行性感胃に對する靈藥と崇信するなり。故に日常之を鹽規特效療法と稱して投藥治療せり。世間一般は悪性感胃として畏懼恐怖するに關はらず、予は獨り平然として之に處し、談笑の間に治癒快復せしむるもの比々皆然り。或人此の鹽規特效療法の簡易確的なるを見

て驚歎して曰く「是れ實に神藥なり」と。

以上は特效療法の概説なり。次に實驗例を擧げ之を證せん。

一 實驗例

大正九年一月及二月間の實驗

第一例 安東某女(七十三才)大正八年十二月廿六日より頭痛、倦怠、惡寒を發し、三十九度を示し、食思欠乏、腰、背部に倦怠痛甚だしく、時に輕咳あり。

九年一月四日迄三十九度より四十度の間に上下し、廿六日より四日迄の十日間に一日牛乳一〇〇〇を用ひし外、他に一物をも攝取せず、衰弱日を逐うて甚だし。予が四日に往診せる時の症状は眼窩稍陥没し顔色憔悴し、舌は海綿の如く粗造にして褐色の苔を蒙むり、乾燥甚だしく、一語を發するにも看護婦をして水を以て舌面を湿さしむるにあらざれば言ふこと能はず、咽喉加答兒あり、脈百二十至細弱、體温三十九度三分なり。兩肺前面打診音變りなく呼吸音

稍粗なり。腹部凹陷し、胃部に壓痛あり、肝の境界異常なく、脾の腫脹なく、皮膚に發疹を見ず。主として訴ふるは劇しき頭痛と腰痛にして牽引性を帯び上は背部季肋部に波及し、下は大腿の内外側に緊張し、奈何して軀軀を保持すべきやを知らず、困苦堪へ難し。依之僂麻質性流感にして消化障害あるものと診定し、主治醫に謀り鹽規〇三を三日間服用せしむることに定め、午後二時〇三を服用せしめ、赤酒を與ふ。翌五日午前六時三十七度二分に下降し、

諸症輕快す。午後二時鹽規服用、六日午前六時三十七度二分に下降し、十時に三十八度に上り、頭痛を訴ふ。午後鹽規頓服を命ず。七日には三十六度八分に下降し、諸症減退し、體力日に快く、後ち二週間にして離床す。

第二例 高橋某男(四十才) 國際生命保險會社の被保險人にして日本橋に住す。予は通告を受けて往診せるものなり。大正九年一月十八日發病し十九日某病院に入る。入院時の症狀は頭痛、惡寒、咳嗽、倦怠

にして發熱三十九度五分、十九日入院より二十三日(予が往診の日)まで三十九度以上に止まり(但し二十一日午前一回三十八度五分に下降し午後再び昇騰す) 諸症依然たり。二十三日予が往診時には三十九度三分、脈百二十至、舌苔あり。兩肺前面の呼吸音粗にして水泡音を聴取す。喀痰中血痰を交ふ。主として訴ふるは胸部の壓迫感、腰、背部の鈍痛、全身の疲倦等なり。予は院長に面會し來意を告げ、且つ鹽規特效の自己の實驗を語り、院長の承諾を得て午後

六時鹽規〇五を投ず。翌二十四日午前六時三十六度八分に下降し、午後三時三十八度五分に昇る。同夕〇五を用ひ、二十五日は午前三十六度八分に下降し、午後一時予が再び往診せし際に體温は三十六度八分の同高に止まり、心神頗る佳快なりと云ふ。診するに脈搏七十六至、兩肺前面水泡音殆んど消失し、呼吸音清朗となる、同夕〇三を用ひ爾後一週間にして全治退院す。

第三例 古賀某女(三十才牛込榎町住) 大正八年十

二月三十日より惡寒、熱發三十九度五分、頭痛、咳嗽、腰背痛、全身大倦怠に困苦し、某醫の治を受く。三十日より九年一月五日(予が往診の日)まで一週間、熱は三十九度五分より四十度の間を上下す。之を診するに咳嗽甚だしく血痰を喀出し、下腹に壓痛あり。咳嗽に際し殊に堪へ難し。子宮出血あり。脈搏百三十至細弱、呼吸促迫し、顔貌憔悴、苦悶の狀を呈し、舌深紅色粗造にして食思欠乏、一日野菜スープ一〇〇〇を採るのみ。兩肺前面打診上に輕濁音を呈し聽

診上全部水泡音を聴取す。背部亦水泡音に充ち殊に肩胛下部には濁音を呈し、侵潤殊に甚だし。これ即ち流感の肺炎を合併せるもの頗る重篤の患者なり。某醫の治療は胸部の濕布、頭部に氷嚢氷枕を施こし。室内は六十度に温め熱蒸氣を昇騰せしめ。夜間一回酸素吸入を命す、散劑には侃布羅の三回分服を、水劑には麥角浸「チキタミン」等處方す。予は主人に告げ曰く予が流感治療には室内を強ひて六十度に温むることを要せず、只八疊の座敷に火鉢一箇にて足れり

とす。氷嚢や氷枕は太抵用ひず、且今の場合侃布羅は尙早し、酸素吸入は患者の好惡に任す、只此の場合には胸部濕布を用ひ、他は鹽規特效療法あるのみと。依りて此五日の夕刻より鹽規〇五を與ひ、六日、七日、八日の三日を通じて、鹽規〇五を朝夕二回宛服用せしめ、赤酒杏仁水「チキタミン」等を投藥す。六日は午前三十八度午後三十九度五分、七日午前三十八度午後三十九度、八日は午前三十七度二分午後三十八度、九日に至り午前三十七度に下降し、兩肺前面の

濁音消失し水泡音消散し呼吸音清明となる。背部肩胛下部には尙浸潤あり、午後再び三十八度に上るを以て鹽規〇・五を與ふ、十日と十二日に肺炎血清二回注射し、鹽規〇・三を二回與ふ、十二日以後全く無熱となり、爾後十日間赤酒劑のみを與ひて全治す。同患者は七日には血痰止みたり、五日夜より下腹部に「イヒチオール」を塗布し濕布を施こし、八日に至て子宮出血止みたり、六日の夜より酸素吸入を嫌忌し用ひず、此患者は發病後已に一週間三十

九度以上持續し、已に重篤なりしに關らず、予が治療を施こしてより數日にして、高熱は全く下降し、唯肺炎の遺後熱の爲めに注射を施こしたるが十日以内にて全治せるものなり。

第四例 高木某女(三十二才牛込南榎町住)九年一月七日發病、某醫の診を受く、七日より十二日迄の六日間は、高熱三十九度より四十度の間に昇降し、肺炎を併發し、血痰を喀出す、主訴は頭痛と咳嗽、胸部壓迫、咽喉痛、腰背の倦怠痛あり、舌苔食思欠乏等

にして亦重症たり、發病後六日を経て、十二日子の診察後鹽規〇・五一回、十三日、十四日は朝夕二回服用し、十五日は午前三七七度に下降、十六日、十七日無熱、十八日午後七度八分に上る〇・三を與ふ、爾後無熱となり後ち一週間にして全治す。

同家には、此母と前後して七才、五才、一才の三兒共に流感に罹る、十二日以後子の治法にて、皆一週間にして全治す、此間に主人と看護婦とは、或る一日三十八度の熱あり頭痛倦怠を訴ふ、同夜〇・

五を頓服せしめしに截斷的治癒を得て、翌日より各職務に従事す。

右四例は前文に後れて之を用ゆるも尙危命を窮地に救ふと記せることを事實に於て證明せるものなり。

第五例 君塚某(二十八才牛込辨天町住)九年一月六日發病、八日初診、發熱四十度にして固有の全身症を發す、肺炎を併發し血痰頗る饒多なり、八日〇・五一回、九日〇・五一回、同夜大發汗あり十日午前三

十七度に下降し、午後三十八度に昇騰す、五時に○五を興ふ。十一日より無熱となり、後一週間にして公務に出勤す。

第六例 館内某(十八才南榎町住)一月三十日發病、三十一日初診す、固有の全身症狀を發し、熱午前三十九度五分を示す。三十一日と二月一日の兩日○五を朝夕二回投藥す、二日には三十六度八分に下降し、身心爽快となり離床し三日より通學す。

第七例 鈴木某男(七十一才牛込區南榎町住)一月

二十六日發病、午前三十八度午後六時三十九度五分に達す、固有の全身症狀を發す、同夜○五を頓服せしむ、翌廿七日午前九時三十六度八分に下降し、何等の異常なしと云ふ、此日は切に蓐中に温包することを勧め、尙午後○三を服せしむ、次ぎの廿八日には已に離床し、予が午前九時に店頭に行きたるに、老人は全快して、障子張を爲し顔色爽快、頗る元氣なり。

右三例は初めに之を用ふれば險惡を未然に防ぐ

と云ふを事實に於て證明す。

第八例 若松某女(二十一才半込辨天町住)九年一月九日發病す、固有の全身症候を呈し、熱三十九度五分、同日より十一日迄三日間朝夕〇・三を二回與へたり、然に十二日朝(發病より四日目)に至り、熱四十度にして血痰を喀出し、肺の浸潤増加し、全身症狀も増悪せり、家人は大に愕き、某女の郷里に電報を發せんと非常に恐懼痛心せり、予は十二日には高熱下降し、大抵治癒に至るべく豫期したるに反し諸症増

悪するを見て、直ちに用量の少なきに由ると思ひ、且つ曾患なきやに注意し、之を本人に尋ねたるに患者の言に昨年肺炎加答兒にて數月の醫治を受け全治後強健となれり、又體重は十四貫餘ありと答ふ是を以て藥物用量の體重に比して少量なりしに着意し、家人の驚きを制し、必ず三日間には高熱下降し諸症佳良に赴くべきを告ぐ、十二日、十三日の兩日は〇・五を朝夕二回服用せしめたり、十三日熱は依然として四十度に達せしも、全身の狀況は稍輕快を覺へ、十

四日の午前七時には三十七度に下降し頗る輕快を感ず、午後又〇五を服用せしむ、十五日より高熱全く下降し、日を逐ふて佳良なり、十五日より二十四日迄の十日間に、四回三十七度四五分の熱を發したりしが故に其度毎に鹽規〇三を與へ全く無熱となれり、當時尙右肺炎に於て、呼吸音稍粗なるを聽取す、依て肺患の繼發を憂え、二十五日より二月六日迄の十三日間に、肺炎血清四回の注射を行なひ、全く健強に復歸せり。

此の一例は、予に於て非常に有益なる實驗なり、最初九日より三日間鹽規〇六を與へ、十四日の朝は平温に歸すべく豫期したるに、反て四十度の高熱を示し諸症増悪と爲れり、此時に若し予に於て鹽規特效の確信なかりせば最早鹽規を與ふるの勇氣なく或は遂に流行性感冒に鹽規は効無しと言はんも計り難し、然し鹽規について確信を有するを以て先づ十四貫匁の體重と肺炎加答兒の曾患あることを聽取し、依て用量の少小なりしに着意し、

更に一回〇・五一日一〇の鹽規を投すること、二日間にして高熱忽ち平温に歸し諸症輕快せり、此の一例は臨床上非常に貴重なる實驗なるが故に特に之を掲げたり。

大正九年十月中の實例

第九例 廣田某女(二十四才牛込喜久井町一)九年十月十日發病、某醫の診を受く、一日數回の惡寒戰慄を發して、熱四十度に達し固有全身症の外、背胸を貫くが如き神經痛と、腹痛下痢を伴なふ、某醫の

藥を用ふるときは 一旦下降するも更に寒戰を以て發熱し、四日間同一の症狀なりと、十四日初診に十四日、十五日、十六日の三日間鹽規〇・三を朝夕二回與へたるに、十五日は三十七度五分に下降し、十六日は已に無熱となる、患者の言に初めて十四日服藥せし時は二時間の後已に劇しき頭痛は半ばに減少し。全身一般に輕快を感じ、爾後漸々輕快に赴けりと十七日より二十二日迄は胃腸藥を與へたるのみにして全治す。

第十例 野中某(三十二才牛込區馬場下町三十二)
 大正九年九月三十日の夜馬場下町一面の大出水に際し、胸部まで水に浸され十月一日午前二時まで働かし、非常に悪寒を覺へ爲めに燂酒を飲んで臥床す、翌日より風邪の氣味ありしが休養せずして家業に従事せり、然るに八日の夜少く寒氣を覺え腹痛下痢す、九日朝より劇頭痛と腹痛を發し尙一回の下痢あり熱三十九度に達す、午前初診するに、已に固有の全身症狀を呈す、依て午後には四十度に達すべきことを

豫告し、規丸〇五を頓服せしむ、夜に入り四十度三分に上り、全身の大苦悶を發す、同夜〇五を與ふ、翌十日の朝は三十七度に下降し午後八度に達す、此日二回投藥す、十一日は全く無熱となり患者已に離床す、依て尙三四日の靜養を注意して午後〇五を與ふ、十二日以後何等服藥を用ひず全治す。

第十一例 佐藤某女(二十七才下谷練堀町六十三)
 九年十月十一日頃より、多少身體違和を感ずるも臥床するに至らず、十四日午前三十八度に上り頭痛、

口渴、全身倦怠、腰痛を發す、午前十一時熱度更に昇騰す、自ら起て水を飲まんと欲し、床を起き一二歩にして忽ち眩暈して倒る幸に人事不省には陥らず、暫らくして再び起立せしに、眩暈を發し再び倒れたり、然るに口渴甚だしく堪え難きを以て遂に匍匐して臺所に至り、水を飲み蓐中に歸臥したり後更に頭痛劇しく背腰部の痛み甚だしくして室内に轉々反倒せりと云ふ。午後四時鹽規〇五を頓服せしむ服藥後二時間にして諸症輕快し、翌十五日午前十時には三

十七度二分に下降す、午後〇五を與ふ、十六日無熱なり午後一回服用す、十七日以後發熱なく全治。

第十二例 内藤某女(二十九才下谷練堀町六十三)

九年十月十六日頃より少許の惡寒あり、寒冒の心地なり、十八日に至り三十八度五分午後三十九度五分、固有の全身症を發す、〇三を朝夕二回、十八、十九、二十日の三日連用し十九日には尙三十八度にして二十日に至り無熱となり全治す

以上の如く、此治療法に依て、予は本年一月以降

百四十餘名の流行性感胃を治療し、太抵高熱は三日にして下降し、後數日の静養に由て全治す、故に居常之を三日風と呼び倣し一名の死亡者を出さざりき。

發病後三日以内に鹽規を與ふれば、大抵三日にして無熱と爲る然れども數日乃至一週間を経過せし者は三日連用後更に數日の間一日一回の服藥を要す、又曾て肺炎肋膜炎を経過せるもの、及び腺病質にして體質薄弱きものは、時として數週間三十七度五分

の熱を發し、在苒治せざるものあり、如此きものには隔日若しくは二日を隔て鹽規を用ひ或は肺炎血清を注射するに由て、全治す、又連鎖球菌血清を用ひて奏効することあり、是れ多分後に遺れる肺炎菌と連鎖球菌との、何れかが一方に偏勝するが爲めなるべし、尙研究を要す。

小兒の流行性感胃治療法

小兒の流感を治療するに當て、其の用量の記臆し

易く、投薬に安全にして然かも奏効確實なる分量は多数の實驗に徴するに、拾歳以下の小兒には、各年齢の『センチ』瓦を一回量と爲すを適當なりと思考す。即ち

一歳の小兒は一回〇〇一 一日〇〇二

三歳……………一回〇〇三 一日〇〇六

五歳……………一回〇〇五 一日〇〇一

拾歳……………一回〇〇一 一日〇〇二

右の投薬の傍らにポンス (橙の搾汁に白糖を加へ

熱湯に溶かしたるもの) を嚥用せしむるときは太抵二三日にして元氣回復し、遊戯平生の如くなるべし。然れども氣管支加答兒及肺炎は屢併發し、重要なる疾患たり。此等の併發せるものには適應の藥用を與へ胸部の濕布纏絡を施すべし。

濕布纏絡は濕温罨法を最良とす。之を行ふには先づ『ガーゼ』を四尺に切り、之を縦に折り半巾となし、次ぎに之を二ツに重ねて長さ二尺斗りの布片となして常水に浸し、之をヤ、堅く搾り (水の滴

らぬ程合に) 胸部一圓に巻き、其上にアマニン油紙(半巾の『ガーゼ』より二寸程廣きものを要す)を以て被覆す。(此際『ガーゼ』の端が充分に油紙に蔽ひ隠されて居なければならぬ)更に其上に油紙と同じ廣さの脱脂綿を以て被覆し之を巾二寸五分位の綑帯にて油紙の上端と下端とに隙間なき様に併し胸部を緊縛して呼吸に障らぬ様注意すべし)纏絡す。但し胸の周圍を巻くのみにては、下方腹部に脱落し易きが故に、巻く時に一度左右の肩を超

えて巻き置くこと必要なり。

右の如く纏絡するときは『ガーゼ』は熱の爲めに温められ茲に濕温蒸氣を發生す。此發生したる濕温蒸氣は上方の油紙に遮られて外方に飛散する能はず『ガーゼ』に沿うて胸部の周邊に籠る。是に由て胸部、背部の一圓は全く濕温蒸氣を以て包圍せらる。爲めに氣管支及肺の充血は外方皮膚に誘導せられ、之に依て加答兒症狀の輕快を來たすなり。此の『ガーゼ』は其儘に放置し十二時間に一回(午

前一回と夜に入りて一回) 交換すべし。今繃帯を
除きて『ガーゼ』を見るに、丁度日光に干して乾か
したると同様に全く乾燥して少しの水分をも有せ
ず。全體ならば此程迄に『ガーゼ』の乾かぬ中に取
り換へるべきものなれども、屢衣襟を脱して寒冷
に冒觸せしむることは反て害あり、且つ體温の爲
めに自然漸徐に乾燥したる『ガーゼ』を其儘に纏絡
し置くは少しも害なく、反て胸背外表を平等の温
度に保持するを以て有益なりとす。

若し以上の注意を用ひず『タオル』の如き嵩張りた
る厚きものを以て胸部を巻き、其上の油紙は充分
之を被覆覆閉せずして『タオル』の上下兩端が胸部
と油紙の間より外に見ゆる様なる巻き方を爲すこ
きは、切角發生したる濕温蒸氣は皆外氣の方に飛
散し、之が爲めに『タオル』は冷却せられ、胸、背一
圓は冷濕布を附すると同じ結果を來たすを以て温
濕布の目的を達せざるのみならず、夜間患者は冷
氣を覺え蓐中に在て寒冒に罹ると云が如き奇觀を

呈すべし。尤も彼の格魯布性肺炎や肋膜肺炎の如き胸部に劇刺痛ありて氷罨法を要する場合又は肺の浸潤高度に達し呼吸困難甚だしき時に芥子泥を貼し熱濕布を施こす等は自ら別論たるべし。

小兒療養の注意

鹽酸『キニーネ』は、年齢五才以上の小兒は、之を『オブラート』に包み與ふるか、又は丸薬と爲して與ふれば、能く服薬す、然れども三才以下の、尙哺乳中の小兒は『オブラート』包みにては服用し難し、故

に乳兒に服薬せしむるには、倍量の白糖を加へ、之を薬指の指頭に附着して、乳兒の上顎の内裏に塗り附け、直ちに乳を哺乳しむべし、如此くするときには乳兒は、母乳と共に能く嚥下し得るなり、小兒の高熱に際し、氷嚢氷枕を用ふることは予の好まざる所なり、前例小島某の如きは、高熱ある時に必ず痙攣發作を起す病癖あるを、豫め知るが故に、是れには氷嚢及氷枕を用ひ臭素劑を與へて、痙攣發作を豫防するの手段を取りしに關はらず、矢張り夜に入り痙攣

を來たせり、之に反して他の小兒は、高熱にも氷嚢氷枕を用ひずして皆な治癒す、是に依て見れば氷は餘り必要のものにあらず、反て病機の治癒を延引し、或は内攻を起す恐れあるを以て、高熱の場合には、單に水に搾りたる布片を、前頭部額上に貼し、布片の温かく成るに及んで之を交換す。

小兒の發熱が、若し流感の爲めに非ずして、他の疾病例之は腦膜炎とか實扶的里亞の如きもので、發熱したる場合にも、鹽酸「キニーネ」を用ひて何の障

害なし、曾に障害なきのみならず、反て解熱の効あるを以て、何病の熱にも皆な有益無害のものなり、此故に流行時に當て、小兒が噴嚏や咳嗽を發するか、欠伸を爲し元氣振はざる等のことあるときは、先づ前文記載の分量を與ふべし、已に發熱せる場合は、尙更ら此特效法に據らざるべからず。

此の鹽規特效療法は、小兒の流感には殊に効力著しくして、極めて速かに全治の効を奏す、大抵二三日にして解熱し、元氣回復して、外見上全治の狀況

を呈す、併し少なくとも一週間は、入浴及外出を禁じ温かに保護することを要す、如此くする時は眞の全治に至るべし、若し此の注意を缺き、輕卒に失することあるときは、再發を來たすの恐れあり、小兒流感の再發は、多くは是れ保護者の不注意に因る、戒慎せざるべからず。

治療法後篇

鹽酸規尼涅の副作用及特異性

鹽規の副作用としては、頭重耳鳴を多しとするも、一二時にして消散す。又重聽を起し一二日を経るものあれども、餘り困苦のものにあらず。又神經質の人及婦人、殊に胃腸性流感の場合には嘔吐を誘起することあれども、大抵『セルテル水』『コカイン』を與ふるに由て治すべし。○三乃至○五の頓服にては弱視黒視等を起したるものあるを聞かず。特異性と云ふべきは嘔吐を發起するの他に頭部上昇、眼の充血を來たし、加るに全身赤色を呈し、癢

流行性感胃の治療に氷嚢を用ひず

七〇

痒を覚え、蕁麻疹を發す。予は凡そ五百人中に一人を見たり。右の症状は二日にして消退せり而して此の特異症状去ると同時に流感も全治したるなり。

流行性感胃の治療に氷嚢を用ひず

流行性感胃を治療するには、氷嚢氷枕を用ひざるを良しとす。元來感冒なるものは、寒冷に冒觸するより起るものなり。流行性感胃も亦同一なり。其眞原因は病原菌に起因するは勿論なりと雖も日常の生

活状態に於ては此の微菌を醸成して流感と成るには、必ず寒冷冒觸の誘因ありて之が縁を爲さざるべからず。然らば此の疾病を治療するには勉めて寒冷を避け、反て軀を温包被保せざるべからざるは固よりなり。殊に流感は解熱薬に對して高熱一時下熱し易きが故に、斷えず氷嚢氷枕を用ふるときは反て轉移性腎臟炎或は轉移性肺炎を惹起するの虞あり。故に氷嚢氷枕を避くるは漢醫家の所謂内攻を恐るゝに依るなり。理論の當否は別として予自身流感に病臥せ

流行性感胃の治療に氷嚢を用ひず

七一

る際は、水音を聞きてさへ非常に悪寒戰慄を覺えた
る位なる故に、四十度の高熱に關はらず一回も氷嚢
や氷枕を使用せずして四日に無熱となれり。諸れを
己れに施こして願はざること亦人に施こす勿れで、
自然人に施こすことを避けて一切用ひず。且實驗上
氷嚢氷枕を以て冷却せざるものは高熱早く下降し病
機速に消退すれども、反之氷嚢氷枕を以て冷却せる
ものは熱度下降せず、病機延引するは日常目撃する
所なり。以是榎町住古賀某の妻前記第三例三十才女

の姉に當る人は流感にして熱は三十七度五分に關は
らず、頭痛尤も劇しかりし際熱湯に搾りたる「タオル」
を前頭より額部に當て、次ぎく熱きものと換
替し温包したりしに三十分にして輕快し一時間にし
て劇頭痛全く去り、快く寢に就けり翌朝醒覺時はク
ワラリとして身心の佳快を感せりと云ふ。此等熱布
を用ふる如きは熱度低下の時に試むべきのみ。

又合併症の爲めに不得已氷嚢を用ひ、爲めに熱の
下降病機の治療を遅延せしめたるあり。今其の一例

を擧げん。

中村某女（八才牛込南榎町住）九年二月廿四日午後頭痛倦怠を訴へ兩頬潮紅し眼充血し咳嗽あり右側耳下腺少しく腫脹し疼痛を訴ふ熱三十九度に達す依て耳下腺の局處症を有する流行性感冒として鹽規〇〇八を一回量とし朝夕二回に服用と杏仁水攝瓦舍利別の水劑を與へ耳下腺局部には純「イヒチオール」を塗布し氷嚢を貼す廿五日高熱依然たり廿六日熱依然たれども耳下腺の腫脹疼痛は漸次減退し頗る良好なり廿

七日午前に腫脹全く去り按壓するも疼痛なし只熱は午前三十九度午後三十九度八分に達す此日塗薬と氷嚢を持続す頓服は朝夕二回廿八日より氷嚢を除去す高熱依然三十九度午後同斷なり頓服二回與ふ二十九日は三十七度に下降し諸症佳良此日一回頓服を與ふ三月一日朝三十六度六分終日無熱となり二日に離床し引續き全治に赴けり本症の如きは耳下腺炎を合併したるが爲めに不得已氷嚢を使用したるも若し此氷嚢を使用せざりしならば三日目四日目の高熱を見ず

して全治に至りしものなり。

又小兒の流感高熱に際し頭部の氷嚢を用ゐずとも、一人も痙攣發作を起したるものなかりしに、其の高熱に際し腦痙攣を起す病癇あるものは、たとへ氷嚢を用ひ臭素劑を與へて注意せしに拘はらず、矢張り腦痙攣を惹起せり其一例は

小島某男 一年五ヶ月牛込榎町住九年二月九日發病、咳嗽頻發顔面潮紅し倦怠の狀あり哺乳稍や衰ふ熱三十九度氣管支加答兒著し同家に於て兩親は已に

流行性感胃に犯され、二日前より臥床し共に三十九度以上の高熱に在るを以て、症候上確診を得ざれども、家族的傳染と見做し、流感として處置す此兒は生後四五ヶ月の頃高熱を發し腦痙攣發作あり、昨年九月再び腦痙攣發作を起したりと云ふを以て、流感治療の外に鎮痙劑を配伍し、頭部に氷嚢氷枕を用ゐたり、然るに十日の夜に入り遂に大痙攣を發す、適應の處置に依り鎮靖す依是て氷嚢氷枕を用うるも痙攣を防ぐ能はず反て流感の病機を延長せしむるを恐

れ十一日朝より氷嚢氷枕を除去し、單に水に浸したる冷布を頭部に貼するに止む、十三日に至り熱は全く去り只氣管支の症狀を遺したる以て鎮咳去痰劑を與へ二十日に至りて全治休藥す

以上の如く發病三日以内には、多く氷を用ひずと雖も間々之を要することあり、例之は第三日に下熱して全身症狀佳良なるに拘らず、五日目に三十八度前後の熱を發し、前きに倍加せる劇しき頭痛を發することあり、此の場合に氷嚢氷枕を用ふれば、

容易に緩解す。故に絶対的氷を使用せずと云ふ如き偏固の意見を有するものにあらず

流行時に於ける有熱患者の處置

流感の流行時に當て、小兒の發熱するものは殊に留意すべきものあり、小兒の疾患が扁桃腺炎又は實扶的里亞又は、耳下腺炎なるを問はず、而して其各病の適應なる治療を施すに關はらず、必ず先づ流行感冒に顧慮して此の流感療法を併用せざるべから

ざる一事なり、若し此の注意を缺き單に目前視る處の疾患のみを處治し、意を流感の存在に留めざることは、恐らくは不測の禍を招かん、前例中村某女の如きは、或人は耳下腺炎の熱なりと爲せり、若し此れを耳下腺炎のみの熱と爲し治療せば、廿七日の朝に至り耳下腺の腫脹疼痛は全く去り、開口自由となり、耳下腺炎は全く治癒せるに關らず、二十七日二十八日の兩日は高熱依然たり、此場合此の高熱は何れより出づるか、甚だ迷はざるを得ざるべし、然る

に初めより、流感にて耳下腺炎の局部症を兼ねたるものと診定し、特效療法を施こせるが故に耳下腺炎己に癒えて高熱尙持續するとも慌てず忙がず平然として朝夕二回の頓服を與へ、二十九日に至り無熱平温に歸せるなり

耳下腺炎と流感の如きは元より密接の關係あるもの、誰も注意せざるものなしと雖も、一彼の妊婦及産婦の有然に際し、亦同一の顧慮を要すべきことは緊要なる事項と思考す

豫防論

流行感冒の豫防法には豫防薬として鹽酸「キニーネ」を用ふるに如はなし。之れ古人已に前に唱道し、藥劑書に明らかに記載せる所なり。然るに近時の記事を見るに曰く、以前は「キニーネ」を毎日〇五位宛服用すること効ありと云ふものありしも、實際に於て確實なる効果ありや否やは疑はしど。之に依て見れば鹽規の豫防効力を信せざるに似たり。尙ほまた

長き流行時日の間だ毎日「キニーネ」〇五を服用することとは到底不可能のことなるが故に、用ひられざるに由る乎

若し鹽規には豫防の効力あることを信せずと言ふものあらば、そは恐らくは用ひざりしが爲めなるのみ。若し又長き流行期間毎日鹽規を用ふるは不可能の事なるが故に用ひずと言はゞ、予に一の方法あり敢て之を薦めんと欲す

治療的豫防法

流行時に當て傳染を恐れて毎日「キニーネ」を服用する如きは元より不可能なり。常に濫用するの故のみにあらず、必ずや副作用を起こし、中毒症を發すべきなり。茲に治療的豫防法と名けたるものは頗る正確に、用ふべき時期に用ひて確實に豫防の功を奏するものなり。流行時に當て、人若し些少の頭痛を覺え、微熱を發し、惡寒倦怠等の身體違和を感ずる

時、即ち短かく言はゞ風邪の心地を覺えたる時に即時鹽規〇五を頓服し衣衾を被むり、温かに静臥すべし。若し日中執務中なれば歸宅後鹽規〇五を頓服し寢に就くべし。尊中太抵發汗し、或は發汗せずとも翌朝醒覺の時は上記身體の違和は拭ふが如く消散し、健康平生の如くなるべし。是れ則ち流感の前驅期に於て截斷的治療を得たるなり。如此するときは常に前驅期を治療せしめしのみならず、同時に體内に豫防力を構成し蓄積するを以て、後來の再感に對して

充分に豫防の効力を有するなり。則ち一方を治療して他方を豫防するが故に、治療的豫防法と名づけたるなり。此法は理論上より編み出したるにあらず、實驗上より得たるものにして、前述實驗例第四例に記載せる高木某女の夫は看護中一日高熱を發したりしに、此の法にて翌日は健康平生の如く、學校に出勤して教鞭を執り、再び罹病せず。其看護の一婦人も亦同様なり。其他一二月の頃は太抵一家一人の流感を治療する時は、必ず家内に一二人の前驅症を發

するものあり。其數實に百を以て數ふべきも、皆此法によりて翌日快癒し、再び罹病せざるに徴して、鹽規に豫防の効力あることを確め得て、果然古人我を欺かざるを知りし也。且つ此の治療的豫防法に由るときは何人も鹽規を用ふる正當の時期を知るを得て、徒らに濫用するの弊を避くることを得べし。其上鹽規は尋常藥にして、何人も之を藥舖に求め得べきのみならず、其の頭痛發熱惡寒等の身體違和が流感の前驅期にあらずして、他の「チブス」や肺炎、肋

膜炎、産褥熱等の前驅期であつても、一向差し障り無く、何等の害毒を認めず。已に熱度上りて三十八九度に昇騰したる場合に其熱が流感の熱でなく、他の重病の熱であつても、之を用ひて何等の害なし。只解熱の働を爲すのみなるが故に、通常の人にして之を服用するも極めて安全なり。唯冬期寒冷の時は人々寒冷に胃觸するの機會至て多きが故に、一回之を服用したるに由て決して再び罹らすとは保し難し。實驗に據るに、初めの風邪の心地ある時に一日一回

づゝ二日間用ひたる爲めに一月より四月迄罹感せざりし人あり。次は一週間後に一回の服薬をなして全期間罹感せざりし人あり。又一週間乃至十日間に三四回服薬して家内に二三人の流感臥床患者ありしに拘はらず、全期間(一月より四月迄)の流行期間を云ふ)罹病せざりし人あり。就中一ヶ月中二三回風邪の氣味の時、各一回宛服用して全期間罹感せざりし者を最多數とす。故に流行期に外出旅行する人、防疫又は看護に従事する人等は、必ず鹽規を携帯し、豫め

用意し置くときは頗る安全なり。又人の生活状態によつて、たとへ風邪の氣味ありとも、自分で勝手に服薬することを許されざる様の人ば、日曜日外出の際に、薬舗に就て鹽規〇五即ち半「ガラム」を購求し、直に店頭に於て「オブラート」に包み之を服用すべし。更に一包を携帯して歸宿するときば、頗る便益あり（但しこれは治療的豫防法を行ふ能ざる場合に行ふものなり）此の鹽規豫防法は古人前に之を唱道し、手輩之を後の今日に立證したるものにて、奏効確實少

しも疑を容るゝ点なし。殊に「ワクチン」注射の如く醫士の技術に依らずして何人も随意に且つ安全に用ひ得る点に於て天下無比の良法たるなり。若し工場主が此を其傭人職工に施せば、其工場には流感の蔓延すること無く、家長が之を家族に行ひば其家は流感患者の發生すること無し。兵營に於ても學校に於ても皆な然り。然らば則ち大流行の第一階段たる家庭に於て先づ之を防ぎ少壯群集の場域に於て之を禦ぐことを得ば、何に依て蔓延流行を來すことを

得んや。此故に曩きに醫海時報千三百四十號の實驗說中に於て『人の之を信すること「マラリア」に於ける『キニーネ』の如くならば、後來最早流行性感胃の大流行無からんと述べおきたりしが今又十月十日内務省衛生局長に呈し、流行性感胃の豫防策を論じて『幸に予の所説を採用して之を醫政の上へに施さば流感の發生を防遏すること易々たるのみ』と謂へり。此の決定的斷案は所謂多數の實驗的成果に基因せるものにして固より一時の大言壯語にあらず。牢乎と

して扱くべからざるの確信あるものにあらずんば焉ぞ能く此語を爲すことを得んや

小兒の豫防法

原因條下に云ふ如く、流行性感胃は、寒冷に胃觸するに由て起るものなり、此故に豫防には第一に風を引かさぬ様に注意すべし、風を引く動機は寒冷と温暖とが、急劇に變換する場合に多し。冬期は大人も日當の所に働く時は、暖く成りて發汗す、此際遽

かに日蔭の所に來るときは、急に冷氣を感じ爲めに風を引くことは日常見る所なり、此理により小兒を、椽側の日當りの能き所に、長く日光浴を爲さしむるときは、却て寒胃に罹る機會を與ふ、即ち日に當て暖かき時に、寒風に逢ふて感冒し、又は急に北向の座敷や臺所に連れ行くときは、寒暖の急變に由て忽ち感冒す、小兒は可成南向きの日當りよき座敷に於て、障子を閉ざして直接の日光を避け起臥せしむるを適當とす

戶外に遊戯する兒童は、日暮手足を冷却して歸家するときには直ちに「ボンヌ」を飲用せしめ身體を温むべし、又兒童は冬の日も戶外に遊戯するときには多少汗ばみて下襦袢を濡めすこと多し。故に朝に起きて寢衣を着換ふるときには、前以て衣服を炬燵に温めて着服せしむべし、是れは衣服を温むると同時に下襦袢の濕氣を乾かす爲めに極めて必要なり、兒童も大人も下襦袢や靴下の濕氣あるものを着するときは感冒に罹り易し、又兒童には冬期は屨、餅を食せし

むるときは體温を保持して感冒を防ぐべし、軟かき
 雜煮餅は最も適當なり(大人も亦同じ、但し酒を好む
 人は晩酌を用ひて感冒を防ぐべし。(其量は微醉陶然
 の邊にあり) 兒童及大人も共に胃腸を害する時及び
 空腹の時は感冒に罹り易し、故に胃腸の保養に注意
 し、不消化物や冷水を用ひず、飲料には茶「コーヒー」
 等の温きものを採るべし

尙冬期の感冒を防ぐには、夏期の間、温泉に連れ
 行き二三週、湯治を爲さしむること、非常に有効な

り。總して感冒を防ぐばかりで無く、小兒を育てる
 には、勉めて外來の刺戟を防禦して、保護の下に育
 てねばならぬ、彼の慣剛法とて、外來の刺戟に接觸
 し、之に習慣せしめて、剛くする方法は、過失を招
 くこと多し留意すべき事なり。

結 論

夫れ一人の病は千萬人の病なりと云は、一人の流行性
 性感冒も千萬人の流行性感冒も同一にして、流行性

感冒には二つなきの謂なり。予は最初一人の確實なる流行性感胃に鹽酸『キニーネ』を用ひて偉効を奏せしこと宛も『キニーネ』を以て『マラリヤ』を截斷すると同一の効力あるを實驗せり。是に於て鹽規が必ずや特効性を有するを思惟し、之を一二人同患者に試むるに、皆良好の同一結果を得たり。以是漸次是に信を繋ぎ後ち之を五人三人乃至十人に用ひしに、皆な截斷的治癒を得たるを以て益其の所信を堅くし更に之を百人に施すに至つては百發百中一つも過ち

なく奏功確的なり。是に於て所信愈よ深く、之を推して千萬人に行ふべしと確信するに至れり。

予が鹽酸『キニーネ』に此の特効性あるを發見したるは、元と是れ實地上の所見にして、自家多數の實驗に證明せるものなるが故に、實地治療家に對して之を實際に用ひて後ち其の當否の批判を乞はんを欲するものなり

予は以上の確信あるを以て『鹽規豫防法』を行ふときは天下また一人の流感を患ふるもの無く、『鹽規特

効療法』を施こすときは、天下また一人の流感に死するもの無しと揚言すと雖も、去りて本病流行に際して中央及地方執政者の施設も亦醫師會の傳染病學的的努力も殆んど其要なきなりとは言はざるなり。反て以上の施設及努力が防疫上著しき功果ありしことを認むるなり。乃ち統計に照すに大正七年度には罹病患者二千百萬死亡二十五萬を出したるに、大正八年には罹病患者二百四十萬死亡者十二萬の減少を致したるもの、一つは流行の性質に由るべしと雖も、其大

部分は實に執政者の施設と醫師會の努力の結果と言はざるべからず。只百尺竿頭更に一步を進めて此の豫防法及治療法を滿天下に普及せしむことを得ば單に今期の流行を防遏し得べきのみならず、百年の長計こゝに成りて流行感冒の害毒を掃蕩し得べきなり。顧みて世上を見れば學者は其原因を探究して、甲論乙議し未だ一に歸せず。臨床家は各其由る處に従て未だ統一を見ず。然るに民疫は其毒威を揮ひ捲土重來の勢を以て襲來せんとす、これ本書を發行して大方

の注意を喚起せざるを得ざる所以なり。幸に大方の一顧を得て流感を豫防し併せて之を全治せしむるを得ば予の本懐之に過ぐるものなし

大正九年十一月十一日時還讀我書樓に於て草す

大正九年十一月廿九日印刷
大正九年十二月八日發行

正價金五拾錢

編輯人兼 發行人 杉 本 宇 吉
東京市牛込區喜久井町一番地

印刷者 友 部 周 次 郎
東京市下谷區御徒町三丁目八十八番地

印刷所 玄 々 ね 堂 印刷所
東京市下谷區御徒町三丁目八十八番地

發行所 玄 々 ね 堂
東京府戸塚町下戸塚二百二十番地

不 許 復 製

賣 捌 所 東京神田 東京堂書店

53
175

終